生活衛生とっとり

編集・発行
㈶鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町2丁目160番地
城北ビル(1F)109号
TEL　0857(29)8590
FAX　0857(29)8591
E-mail:tottoricenter@seiei.or.jp
URL:http://www.seiei.or.jp/tottori/

理事長就任のご挨拶

㈶鳥取県生活衛生営業指導センター
理事長　正　田　眞　弓

去る5月21日の理事会及び25日の評議員会で理事長に再任され、西山副理事長さん、金田副理事長さんと共に今後2年間、当指導センターの舵取りを担うこととなりました。

どうぞよろしくお願いいたします。

さて、皆様もご承知のとおり、国においては政権交代に伴いマニフェストの公約を実現するための財源捻出等を目的として事業仕分けが継続実施されております。第1弾の国の各省庁を筆頭に、第2弾は独立行政法人、公益法人と続き、㈶全国生活衛生営業指導センターや㈶理容美容試験研修センターが対象となりました。

また、これと並行して厚生労働省でも省内の事業仕分けが実施されており、都道府県指導センター等に交付されてきた「生活衛生営業指導費補助金」が対象となりました。

これらの仕分け作業の結果は今後、行政刷新会議又は厚生労働省政務3役に判断が委ねられ、最終的には平成23年度予算に反映され、私ども指導センターはもとより生衛業界の振興に大きな影響を与えることとなります。

申しあげるまでもなく国の膨大な財政赤字を削減することは重要であります。しかし、私どもの生衛業界は事業所数で全産業の21%、従業者数で11.6%を占め、最大の特徴は従業員規模4人以下の事業所が7割超と零細規模の営業形態が大半を占めていることにあります。

昭和32年、生衛法公布以来、この制度の枠組みの中で一方では営業適正化のための規制を受けつつも業界振興を図ってまいりました。今回の事業仕分けはこうした制度の在り方が十分議論されないまま、事業だけが廃止され財源が縮小していくことに強い懸念を抱いておりますのは私だけではないと思います。是非皆さんと一緒に今後の生衛業界のため頑張っていきたいと考えております。

さて、本年度の第1回理事会では、平成20年12月1日に施行された公益法人関連3法への対応が議論され、全会一致で公益財団法人へ移行することが決定されました。今後理事会決定の方向に従って新たな定款作成等の作業が進捗していくこととなります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

指導センター役員・評議員の改選
（平成22年7月1日現在）

役員・評議員の改選期に当たり、5月に開催された平成22年度第1回理事会・評議員会において新体制が整いました。
○印の方は新任です。

役員（任期 平成24年5月29日まで）

理事長	正田　眞弓	美容業組合理事長
副理事長	西山　善博	食肉組合理事長
副理事長	金田　敏彦	クリーニング組合理事長
理事	宍道榮一郎	飲食組合理事長
理事	亀井　理	すし商組合理事長
理事	○山根　光江	社交料理組合理事長
理事	平田　瑩壹	喫茶業組合理事長
理事	長廻　秀雄	理容組合理事長
理事	中島　守	旅館ホテル組合理事長
理事	松本　正嗣	公浴業組合理事長
監事	川谷　行孝	旅館ホテル組合理事
監事	大塚　薫	飲食組合監事

評議員（任期 平成24年5月27日まで）

有田　勝徳	鳥取県中小企業団体中央会専務理事
西谷啓三郎	元鳥取県生活環境部次長
多胡　藤夫	日本政策金融公庫　鳥取支店長
本多　享子	鳥取市消費者団体連絡協議会　監事
外池美代子	東部消費生活モニター協議会　会長
山根　信雄	すし商組合　副理事長
永田　稔	飲食組合　常務理事
矢田寿美男	理容組合　副理事長
○金山　悦子	美容業組合　副理事長
森田紘一郎	旅館ホテル組合　副理事長
鴨河　猛志	クリーニング組合　副理事長

平成21年度 生活衛生功労者表彰

受賞おめでとうございます。

鳥取県知事表彰　平成22年3月10日

福井　正治	次郎長寿し（すし商）	北栄町	
森脇　峰生	有限会社　峰（飲食）	境港市	
細川　克彦	らびっと（飲食）	米子市	
中澤　寿秀	鳥ヶ島（喫茶）	鳥取市	
岩上　　清	岩上理容院（理容）	米子市	
内藤　勝人	ホテル カクバン（旅館ホテル）	米子市	
川嶋　　清	川嶋クリーニング店（クリーニング）	鳥取市	

鳥取県生活衛生営業指導センター理事長表彰　平成22年3月17日

山根　一成	喜多八（すし商）	鳥取市	
田中　光保	すし処　甚八（すし商）	鳥取市	
武部　正寛	みとく苑（飲食）	三朝町	
渡辺　乾二	バー マルジン（飲食）	米子市	
難波　　誠	イタリアンダイニング ロッソ（飲食）	鳥取市	
長石　治視	酒食楽八六三（飲食）	鳥取市	
戸﨑恭一郎	ケイズカット・ワン（理容）	倉吉市	
中澤　信博	ヘアーサロンナカザワ（理容）	鳥取市	
福田　相子	ビューティサロン相子（美容）	鳥取市	
吾妻眞里子	あづま美容室（美容）	境港市	
牧田　匡史	翠泉（旅館ホテル）	湯梨浜町	
高橋　　顕	たかはしクリーニング店（クリーニング）	鳥取市	

今後ますますのご活躍を祈念いたします

お近くの経営特別相談員へお気軽にご相談ください

生活衛生営業経営特別相談員（平成22年7月現在）

業種	氏名	電話	営業所名
すし商	山根　信雄	0857-53-3011	やぐら寿し
	白根　　勲	0859-33-9134	両国鮨支店
	江角　治男	0858-26-2628	味佳
飲食	古澤　清昭	0857-29-5180	満り子
	鈴木　照久	0857-24-8790	
	博田　保子	0857-22-9734	COTTON CLUV
	田村　喜好	0858-22-3756	志げ好
	松原　貞雄	0858-22-1741	まつや
	山田　節弘	0858-37-2320	どさん娘北栄店
	香川　洋子	0859-33-4029	柳の木
	小谷　澄男	0859-72-1221	㈲倶楽部ハウス
	瀬山　一夫	0859-42-3911	一力寿司
喫茶業	平田　弘恵	0857-29-1151	べニ屋喫茶店
	中澤　朱美	0857-27-7711	鳥ヶ島
食肉	内田　節子	0857-30-1020	㈱お肉の店 匠
理容	矢田寿美男	0857-53-2636	矢田理容室
	中澤　信博	0857-24-3496	ヘアーサロンナカザワ
	荒木　文仁	0858-34-2132	あらき理容所
	権田　　薫	0859-32-5851	ヘアーサロンアーム
	渡辺　寿男	0859-45-0578	理容わたなべ
美容業	森本　　繁	0857-23-0929	美保美容室
	大津　昌克	0858-23-4341	オブジェ
	松崎　弘法	0859-24-4543	カットショップ ch.2
旅館ホテル	山本　潤一	0857-72-1515	㈱明石家
	青木　行弘	0858-35-3311	ゆの宿 彩香
	大野　宗一	0859-33-9395	㈲ホテル銀雅
公衆浴場	小谷　靖之	0857-22-7617	㈲元湯温泉
	牧田慎太郎	0858-23-2093	大社湯
	井上　直敏	0859-34-2001	弁天湯
クリーニング	川嶋　　清	0857-22-5332	川嶋クリーニング店
	秋月　　功	0858-22-5326	秋月クリーニング店
	亀井　洋一	0859-22-2879	㈲亀井クリーニング

平成22年度 指導センター 事業計画の概要

◎　一般会計事業

1　経営相談・指導及び苦情相談

経営相談員（3名）、経営特別相談員（32名）、約款登録推進員（26名）及び関連機関等が連携して、生衛業者に対する経営の健全化、衛生水準の向上のほか営業全般に関する相談・指導及び利用者・消費者の苦情相談に応じます。また、地域に出かけて地区相談、連絡会議等を開催します。

・地区連絡協議会
　東部生活環境局　7月12日
　中部生活環境局　7月26日
　西部生活環境局　7月20日

・融資相談（3地区で開催）
　本年度は事前に相談案件を調査し、案件に応じて日程を設定して相談に応ずることとしました。
　期　日：7月1日～30日の月、木、金曜日で1地区1日
　場　所：日本政策金融公庫　鳥取支店
　　米子支店
　　倉吉商工会議所

※支部の総会、役員会、地区の会合等への出席や個別相談も要請に応じて対応します。

2　生活衛生融資の相談と活用促進

日本政策金融公庫の生活衛生貸付（設備資金、運転資金、新規開業予定者、既に営業している方、組合員・非組合員を問いません）について、融資の相談に応じ活用促進を図ります。

3　特相員の研修

経営特別相談員の資質と研修実務力の向上のため、6月28日、倉吉市で研修会を開催しました。

4　広報活動

全国指導センターを中心としたネットワークを活用して情報を蓄積し、ホームページでの情報提供と広報紙「生活衛生とっとり」7月と1月に発行します。

5　苦情処理体制整備検討事業

生衛業に起因する苦情処理に必要な体制を設置するため、検討委員会を設け当面クリーニング業について検討します。

6　災害時支援体制整備等推進事業

地震等大規模災害時に被災者に対し生衛業界でどんな支援が可能かについて、専門家や行政を交え過去5回に渡り検討を行った。概ね議論が煮詰まったので、県・市町村等との協定締結に向け協議します。

7　振興補助金事業

生衛業の皆さんの店舗情報を消費者に発信するため、県補助金を受けて生衛業者マッピングシステムを構築しました。

本年度からはこのシステムに皆さんのお店の情報を入れていきます。情報の維持管理は、指導センター及び各同業組合から推薦された委員の皆さんにより構成する「システム構築委員会」で行うことにしています。

なお、このシステムの入口はセンターホームページのトップに設置します。

◎　特別会計事業

1　標準営業約款登録推進事業

理容・美容・クリーニング・めん類・一般飲食店の5業種に設定されている「標準営業約款」について、約款登録の促進と消費者への制度の周知を図ります。

本年度は432件の更新が予定されています。

2　クリーニング師研修・業務従事者講習事業

知事の指定を受けて、クリーニング業法に定めるクリーニング師研修（11月14日）、業務従事者講習（10月31日）を行います。

3　全国指導センター委託事業

委託を受けて生衛業の景気動向等調査、活性化調査及び特相員研修会を行います。

後継者育成支援事業は、生衛業の後継者確保を支援するための事業で、今年は高校生を対象として理容組合が行う職業体験事業を支援します。

経営改善推進事業は、県東部の吉岡温泉を対象に消費者の求めに対応できる営業サービスや情報発信、滞在環境の改善を中心に、地域に応じた経営方法への見直しを提案する。

4　生衛業活性化推進事業

新たな発想で各生活衛生同業組合の組織率向上や業界の活性化策を「活性化検討委員会」で協議・計画し、実施する事業で、6月22日の委員会で本年度取組む事業を協議しました。

5「理容師美容師試験研修センター業務」の協力

平成20年度から中国ブロック事務所が事務を行っていますが、その事務の一部に協力をしています。

平成22年度国家試験は試験研修センターからのお知らせに詳しく記載しています。

※日本政策金融公庫の一般貸付に必要な知事推薦書の発行は本年4月1日から県くらしの安心推進課が行うこととなりました。

平成22年度　指導センター主要事業

鳥取県生衛業者マッピング事業について

1　目　的

生衛業は県民に密着した営業ですが、経営基盤が脆弱で零細規模の店が7割を占め、情報発信も少なく消費者からはどこにどんな店があるかわからないとの声が寄せられています。

店単独でホームページを作っても維持費が高い割に閲覧者が少なく効果が見込めませんが、生衛業のポータルサイトとして多数の店が搭載されれば閲覧数も増加することが期待できます。

このため、当指導センターが中心となって各店舗をグーグルマップに位置表示し、各店舗の写真や特徴等情報を広く消費者に広く発信するシステムを構築します。

2「生衛業マップ」の概要

この店舗紹介システムへの入口は、指導センターのホームページに設けます。この入口から入っていただき、下の手順で店舗検索をします。

指導センターホームページ　生衛マップ入口

業種別 → 地域で絞込み → 店舗リストから店舗を選択

地域別 → 東、中、西（市町村も選択可能）地図選択 → 業種で絞込み　地図から店舗を選択（拡大可能）

店舗情報

必須情報　：　業　種、屋　号、郵便番号、所在地
任意情報　：　ホームページURL
店舗情報　：　電話番号、営業時間、定休日、Eメールアドレス、駐車場の有無・台数
　　Sマーク登録状況、TEAS登録状況
宣　　伝　：　店のキャッチコピー、店のPR、主な料金等（すべて250文字以内）
画像情報　：　店舗の全景写真、店舗内の写真計2枚（1枚1MB以内）

3　店舗情報提供に当たっての留意事項

店舗情報は組合単位で入力する予定で、今後、平成23年度で終了することとしています。現在既に130店舗の情報が入力されています。入力する店舗情報については以下の点にご留意ください。

1）各店舗情報については原則本人同意を前提に営業者の責任で搭載させていただきます。経費は無料です。
2）店舗の写真は2枚までとし、営業者から提供していただきます。
3）センターと各組合推薦委員で構成するシステム構築委員会が情報管理を担当しますので、変更等があれば連絡してください。

なお、詳細は各同業組合の委員又はセンターへお尋ねください。

◆◆ クリーニング師研修・業務従事者講習のご案内 ◆◆

クリーニング師研修・業務従事者講習を下記のとおり実施します。

クリーニング業法で、クリーニング師・従事者が3年を超えない期間ごとに受講することが義務付けられていますので、必ず受講していただくようお願いします。

なお、業務従事者講習については2型の通信制による講習も行います。

9月上旬に、受講対象者のあるクリーニング所の営業者の方へ開催案内を通知します。

1型クリーニング師研修	1型業務従事者講習日時	2型業務従事者講習（通信制による）
日時：11月14日(日)	日時：10月31日(日)	受講申込受付期間：11月15日(月)～26日(金)
場所はいずれも、とりぎん文化会館（鳥取市）です		レポート提出期限：12月24日(金)

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）」について

鳥取県生活環境部くらしの安心局
くらしの安心推進課

平成 20 年 9 月に発生した事故米の不正規流通問題により、米流通に関する多くの問題が浮き彫りとなり、その対応として「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下、「米トレ法」という。）が公布されました。

この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的としています。

米トレ法の施行は、図１のように、トレーサビリティの部分、消費者への産地情報伝達部分との２段階に分けて施行されます。

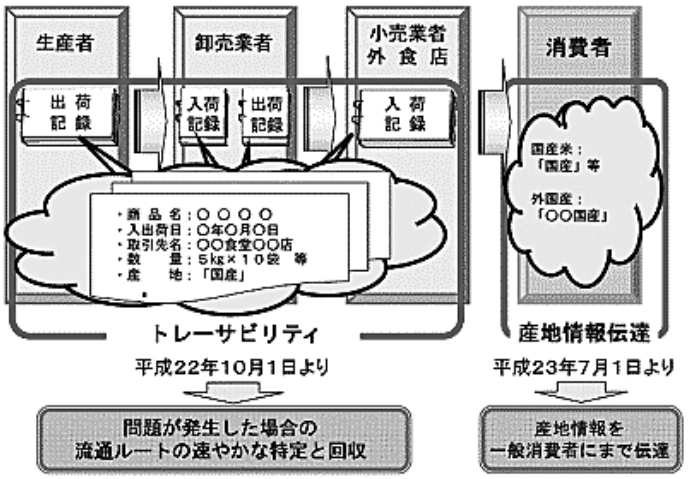

図１　米トレ法の施行スケジュール

各生活衛生同業組合等にご加入されている食品取扱い事業者の方については、①入荷記録の保管、及び②一般消費者への産地情報伝達が必要となります。

①の入荷記録の保管については、本年 10 月から施行されますので、書類の整理の方法などを検討しておかれると良いでしょう。

また、②の一般消費者への産地情報伝達については、次年度７月から施行となりますが、伝達手段は図２のように、店内に産地情報を掲示したり、店内に産地を知ることができる方法を掲示したりすることで対応できるものですので、施行を待つまでもなく、消費者へのサービスの一環として実施されればよいと思います。

本法の趣旨をご理解いただき、スムーズな運用となるようご協力をお願いします。

図２　一般消費者への産地情報伝達手段

○米トレーサビリティ法についての詳細な情報は、下記のホームページをご覧下さい。
http:www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html

食中毒予防について（手洗いの重要性）

食中毒予防の重要な対策としての「手洗い」については、平成19年10月に薬事食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会において取りまとめられた「ノロウイルス食中毒対策（提言）」を受け、多くの指導指針等に「流水・石けんによる手洗いによりしっかり2回手指の洗浄及び消毒を行うこと」等が盛り込まれました。2回手洗いの有効性については、グラフのようにウイルス残存量の試験結果等も示されています。

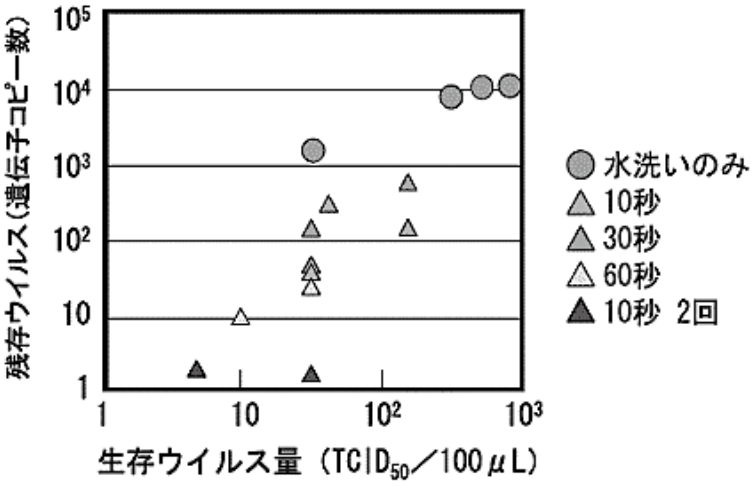

図3 石けん手洗い方法の比較

学校給食調理場における手洗いマニュアル（平成20年3月文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課）より引用

手洗いは何気ない行動ですが、食中毒予防3原則（付けない、増やさない、殺菌する）の「付けない」という重要な柱を担うものですので、厨房に限らず家庭においても日々、実行していただきたいと思います。

理容所・美容所・クリーニング店・めん類飲食店・一般飲食店が対象になります

○標準営業約款（Ｓマーク）は消費者が安心してお店の選択が出来る目安となるものです。

○お客様に安全（Safety）清潔（Sanitation）安心・確かな技術（Standard）のお店であることを広くアピールしましょう。

○登録については、生衛指導センターか理容・美容・クリーニング・飲食の各組合に問合せください。

Ｓマーク登録店には日本政策金融公庫の振興運転資金の貸付に特別利率が適用されます。

安心と信頼のＳマークを店頭に

厚生大臣認可
（標準営業約款・Ｓマーク）

安心・信頼・いいお店　お店選びはＳマーク！

生活衛生融資のご案内

生活衛生振興事業貸付（生活衛生同業組合の組合員の方）

〔設備資金〕 ご融資額　1億5,000万円以内（業種によっては、これを超えるお取り扱いもあります。）
ご返済期間　18年以内（うち元金据置期間2年以内）
ご融資利率　〔基準金利〕2.15%～　〔特利C〕1.25%～　〔特利D〕1.00%～

〔運転資金〕 ご融資額　5,700万円以内
ご返済期間　7年以内（うち元金据置期間1年以内）
ご融資利率　〔基準金利〕2.15%～　〔特利A〕1.75%～　〔特利B〕1.50%～

（注）・生活衛生同業組合理事長の「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。各組合事務局にご相談ください。
・「借入申込書」に添付していただく書類につきましては、公庫の「融資相談窓口」にお問合せください。

上記以外に生活衛生セーフティネット貸付制度がございます。〔基準金利〕2.15%～〔特利R〕1.65%～

生活衛生改善貸付（生活衛生同業組合等の経営指導を受けている方）

常時使用する従業員が5人以下の方で、生活衛生同業組合理事長の推薦を受けた営業者が利用できます。

ご融資額　1,500万円以内
ご返済期間　〔設備資金〕10年以内（うち元金据置期間2年以内）
〔運転資金〕 7年以内（うち元金据置期間1年以内）
ご融資利率　1.85%

設備資金の利率はご融資日から2年間0.5%低減となります。（お取扱期限　平成22年9月30日まで）

※利率は平成22年6月9日現在のものです。　※ご返済期間等によって異なる金利が適用されます。

（お問い合せ先）
日本政策金融公庫鳥取支店国民生活事業　鳥取市永楽温泉町251　TEL0857－22－3156
日本政策金融公庫米子支店国民生活事業　米子市角盤町2丁目101　TEL0859－34－5821
㈶鳥取県生活衛生営業指導センター　TEL0857－29－8590

㈶理容師美容師試験研修センターからのお知らせ

※詳しくは試験研修センター本部のホームページをご覧ください
http://www.rbc.or.jp

◇理容師美容師国家試験日程

事項		第22回　日程
受験願書受付期間		願書受付終了
実技試験実施日	理容師試験	平成22年8月　2日（月）
	美容師試験	平成22年7月26日（月）
筆記試験実施日		平成22年9月　5日（日）
合格発表日		平成22年9月30日（木）

管理理容師・管理美容師資格認定講習会を開催します

◇管理理容師・管理美容師資格認定講習会日程

講習日	平成22年11月1日（月）・11月8日（月）・11月15日（月）
会場	鳥取県立倉吉体育文化会館　大研修室 （倉吉市山根529-2）
受講資格	免許登録日から、それぞれ理容・美容の業務に3年以上従事した者
受講資格基準日	平成22年9月22日（水）
受付期間	平成22年8月30日（月）から同年9月22日（水）まで
受講手数料	18,000円
提出先・問合せ先	㈶理容師美容師試験研修センター　中国ブロック事務所 〒730-0031　広島市中区紙屋町1-2-27　広島日興ビル6F 電話（082）236-1150　FAX（082）236-1151

▶ 一般貸付の鳥取県知事の推薦書交付窓口が変更になりました ◀

＜「生活衛生営業指導センター」から「くらしの安心推進課」に＞

日本政策金融公庫の「生活衛生資金貸付の一般貸付」申込手続きに必要な都道府県知事の推薦書について、鳥取県では、今年3月31日まで当生活衛生営業指導センターが推薦書交付事務を県から受託して行ってまいりましたが、4月1日から県が直接、窓口となって推薦書交付願の受理から交付までを行うことに変更され、県の窓口は次のとおりですので、一般貸付の申込みをされる方は、ご理解の上よろしくお願い申し上げます。

【窓　口】　〒680-8570　鳥取市東町一丁目220　県庁本庁舎7階
鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課　くらしの安全担当
電話　0857-26-7185　ファクシミリ　0857-26-8171

※当指導センターが行ってまいりました本推薦書交付事務につきまして、長い間大変ご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

同業者に生活衛生同業組合への加入を呼びかけましょう

組合員のメリットをPRし、組織強化と業界の発展のため組合加入を呼びかけよう

＝ 組合加入のメリット ＝

- 有利な条件で生活衛生融資が利用できる。
- 研修・講習会に参加して知識の習得と情交換ができる。
- 機関紙などにより業界の動き、融資や税制度の改正などの情報がいち早く得られる。
- 組合の福利厚生・共済制度に加入でき万一に備えられる。
- カラオケ著作権料の優遇措置が受けられる。
- 功労により各種の表彰制度（知事、大臣等）が適用される。

組合事務局はつぎのとおりです。

組　合　名	理事長	住　所（事務局）	電　話
鳥取県すし商生活衛生同業組合	亀井　理	〒680-0822 鳥取市今町1丁目352-12	0857-23-3389
鳥取県社交料理生活衛生同業組合	山根　光江	・中部料理飲食業飲組合 〒682-0801 倉吉市東巌城町2	0858-22-6081
鳥取県飲食生活衛生同業組合	宍道 榮一郎	・米子料飲商業協同組合 〒683-0034 米子市美吉246-7	0859-22-2634
鳥取県喫茶業生活衛生同業組合	平田　瑩壹		
鳥取県食肉生活衛生同業組合	西山　善博	〒683-0054 米子市糀町2丁目70	0859-22-8004
鳥取県理容生活衛生同業組合	長廻　秀雄	〒680-0056 鳥取市職人町29若桜ビル2F	0857-27-7204
鳥取県美容業生活衛生同業組合	正田　眞弓	〒680-0801 鳥取市松並町2-160城北ビル208-B	0857-22-4234
鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合	中島　守	〒680-0831 鳥取市栄町606まるもビル5F	0857-22-2464
鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合	松本　正嗣	〒680-0833 鳥取市末広温泉町401	0857-29-0955
鳥取県クリーニング生活衛生同業組合	金田　敏彦	〒680-0801 鳥取市松並町2-160城北ビル109	0857-26-9431

関係機関名簿 …… 今後ともよろしくお願いします

鳥取県生活環境部くらしの安心局

局　長（新任）松田佐恵子
くらしの安心推進課課長　山口　博
課長補佐　中村　吉孝
くらしの安全担当（新任）田中　聡
くらしの安全担当（新任）前田　陽子

㈶鳥取県生活衛生営業指導センター

事務局長兼経営指導員　澤田　勉
経営指導員（新任）村上　昇
経営指導員（新任）太田　爲樹
事務職員　中嶋　京子